

大明律例譯義

壹

庫 4  
6038  
14-2



門保  
號 6038  
卷 14-2

大明律例譯義卷之一目錄

名例律之一

五刑

十惡

八議

應議者犯罪ス

職官有犯ス

軍官有犯

文武官犯公罪ス

文武官犯私罪ス

應議者之父祖有犯

軍官軍人犯罪免徒流ス



の天に位し二をわをうしと答とに形しく、荊の帝と  
考はく、あらめく、ゆら、推中、答とに形しく、

六十 贖銅錢三貫六百文 七十 贖銅錢四貫二百文 八十 贖銅錢四貫八百文 九十 贖銅錢五貫四百文 一百 贖銅錢六貫

右之通二品あり

後刑五

後之、奴たり、はく、ひの、こ、く、年、の、事、に、つ、い、又、派、の、主、見、  
たり、何、事、方、へ、マ、く、也、の、事、に、つ、い、又、派、の、主、見、  
者、ハ、銅、漢、と、ゆ、れ、也、治、を、や、く、せ、る、も、也、年、人、は、あ、り、  
す、且、又、辛、苦、と、れ、た、め、小、條、と、い、ふ、是、が、せ、と、せ、て、御、  
教、も、也、派、小、と、い、ふ、は、枝、の、年、教、と、い、ふ、は、枝、の、  
一、年、杖、六十 贖銅錢十二貫 一、年、半、杖、七十 贖銅錢十五貫 二、年、杖、八十 贖銅錢十八貫  
二、年、半、杖、九十 贖銅錢二十一貫 三、年、杖、一百 贖銅錢二十四貫

右之通二品あり

流刑三

流古、水、山、に、あ、り、て、再、い、中、へ、か、へ、ら、ぬ、や、う、な、派、の、者、  
を、方、へ、遣、ひ、や、り、れ、て、二、交、あ、つ、か、へ、ら、ぬ、よ、う、な、者、

二千里杖一百 贖銅錢三十貫 二千五百里杖一百 贖銅錢三十三貫 三千里杖一百 贖銅錢三十六貫

右之通二品あり

死刑二

絞、その、い、ま、ら、し、く、云、  
斬、その、い、ま、ら、し、く、云、  
贖銅錢四十二貫

右之通二品あり

遷徙

此、古、刑、の、外、に、て、流、罪、と、い、ふ、か、ろ、く、徒、罪、と、い、ふ、重、く、  
千里、片、舟、片、舟、に、て、一、日、か、つ、た、事、に、し、ら、る、也、

條例

一、凡、軍、軍、卒、の、事、軍、人、の、民、百姓、の、事、諸、色、人、役、  
人、の、云、信、の、事、也、舍、餘、彈、軍、官、の、末、總、旗、者、  
小、旗、人、の、附、審、有、力、者、身上、徒、過、代、は、金、銀、  
又、古、文、官

武官并世の中に付しる吏人の執擧人法國の 冠帯末心学 監生天子大學校の國士 生員法國の學校 知印官の 醫生大醫院の 老人一卿の 舍人輝子の 雜犯過代小全浪とせは 運炭石灰と運せ 納料又と 炭石灰納料 若文官武  
官の既改并そ中に付しる吏人の類罪と犯して  
既改職をかつし吏と其改便をそりて

の者也又ハ舍源總旗小旗軍人民人亦の過代  
此がせは罪を免しるの者としりてガカリて  
罪杖罪よりハ世に定りて多しすすす若  
出さすれし者ハ一上京の者ありハ作事  
方ハヤアハ做工犯人と作事 國ハ人者ハ百姓ハは攝站宿次の  
軍人城哨瞭 哨瞭遠見番州 此の内派重首小 役ヤ 法ヤ  
又京小居る軍下ホの軍官軍下ホの定りて



月の上になんぞとす酒をこころのりし味を  
なまかと身と不ぬるめく膳の残物をとりのり  
きこまると改をく京めくち作事方造りて做工  
せしは做工は作事の諸国少く擺站せし擺站の  
他馬人馬人は又ち答杖たしと定めれ敷かと據て時  
たりとて軍職職掌の官者てと古れ通を  
しつはよ三月しとす酒とすやうと又守衛  
上直天好の膳は膳は徳旗平士の小旗十人軍人  
ホれ銚とて果を贖ふと牢に入てせめし  
よ一箇月の上とてに中事此とてぬ者先世の  
人からぬはのゆかて切束杖の方を扱ひ  
てはゆす包し又罪を贖ふは法と十分の一と設所  
のしはは我を入さゆやにをふ外に相際したる紙を

細か事はしりしゆん三月の上は位とれす  
事の上とる者たりれ通をりてゆれを  
一 罰院の思ふとく大赦の思ふとての礼人二筆  
減ら付例の通と二筆と減すといふ律よか  
定てしめ法れ通とせぬとたぬ事ぬを竊盗とすれ  
單のよぬとせんと答杖とて人ぬ又古軍卒の内入入又  
を軍職とてぬ者く百姓ふす包と者也といふ軍  
職の罪を祀したる者色と一はり軍卒の内  
入く大卒の百功を立とら申すにすぬらんの志也  
所は衛取一違したく包と者者の類は律制の色  
小行よと少と用赦とせぬとて  
一ぬと物のふははとてぬるは身よ罪小行と  
ありそのためは一切法通る命の類とてと直辰城



五よは不道 一川家にて死罪少くも多記者二人と殺し又人々

耳を刺し生肝を食ふ事又益毒の類の人を殺す  
と云。一川家にて三人殺す事一人罪あり十惡入  
入し又あゆむ三人一人罪あり十惡入

六よは大不敬 天地宗廟の祭の押印物殺し又天子

天子の押印判と物殺し又天子の  
又天子の御印判と物殺し又天子の  
又天子の御印判と物殺し又天子の

七よは不孝 祖父母親切親切又死す又母存生の

祖父母親切親切又死す又母存生の  
祖父母親切親切又死す又母存生の  
祖父母親切親切又死す又母存生の

八よは不睦 父の再従兄弟及いそ者の書す又我三従兄弟

父の再従兄弟及いそ者の書す又我三従兄弟  
父の再従兄弟及いそ者の書す又我三従兄弟  
父の再従兄弟及いそ者の書す又我三従兄弟

九よは不義 支配下の民を我に支配せし知府知縣の官を

支配下の民を我に支配せし知府知縣の官を  
支配下の民を我に支配せし知府知縣の官を  
支配下の民を我に支配せし知府知縣の官を

十よは内乱 五月の賊忌り又父祖の毒に通し又天子を

五月の賊忌り又父祖の毒に通し又天子を  
五月の賊忌り又父祖の毒に通し又天子を  
五月の賊忌り又父祖の毒に通し又天子を

八議 刑罰罪は罪をたかしくするをいひ法のかく

刑罰罪は罪をたかしくするをいひ法のかく  
刑罰罪は罪をたかしくするをいひ法のかく  
刑罰罪は罪をたかしくするをいひ法のかく

一は議親 天子の親親小者六世者天子の祖母并は母后の  
方は二月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

二は議故 天子平生心む思ふ者天子の親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

三は議功 天子の功績を論ずる者天子の親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

四は議賢 大徳の者天子の親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

五は議能 天子の才能を論ずる者天子の親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

六は議勤 天子の勤を論ずる者天子の親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

七は議貴 天子の位を論ずる者天子の親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

八は議賈 先代天子の子孫の客人は  
應議者犯罪

上は八議に入らざる人罪を犯したるは死すべし  
議すべし天子の親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は  
九月の胎息と云ふ親親と云ふ天子の母の胎息は

白くはく書きく、後深にすく、又ハ斬深り変  
く、さきく、世方く、決定せられたく、く、此を  
法也、世もく、十忍を犯く、各別の事也、  
上の通也、く、不及也、親王家の上の通也、  
詳也、

條例

一 弘治三年二月二十七日、諸汝州、く、  
孝宗皇帝の信公、く、勅意小は、今度、  
親王家、奇滯、同五代、右三人の者、度、  
形と出く、く、此も、く、祖皇帝、  
作かすと成ちく、此、後、く、  
者の、く、内十分の内、二、  
く、向后將軍、親王家の儀、  
の、  
の、

事、  
く、

一 國、  
奏、  
一、  
多、  
子、  
四人、  
孫、  
迄、  
毒、  
く、  
月、

済く後二十歳ありて子なりけり時を妻一人せむ事  
ありてはこれら不妻妻腹より次子ありて一人あり  
ありてはこれら二十歳ありて子なりけり長子將軍に  
類は定括の通なり之人中尉と二人と立ちて一  
若しと此人衆ありて官を削らば庶人となり  
たる者四十歳ありて子なりけり時を妻一人せむ事  
ありてはこれら親王ありて將軍中尉長子ありて呼入  
事ありて妻の姓氏未歴年呼入あり年月帳面書  
ありてはこれら宗人府既子の親類の時一はありけり也  
と一男子女子ありてはこれら親王の生れ年と  
月日と親王の中にとある一宗人府つりしもの  
子に名を賜ひし事ありては中尉ありては郡王に  
なりてはこれら封し給ふ時の考れ也

日かきり内院にゆく出合ふ所にて定めらるる事あり  
或は定めらるる年じとありてはこれら親王に奉  
じりてはこれら子なりけり事ありてはこれら親王に奉  
すれり又これら親王とありてはこれら親王に奉  
せしなり此の親王とありてはこれら親王に奉  
人坪校尉伴尉役役人所なりてはこれら親王に奉  
妻とありてはこれら親王に奉巡撫四巡按ホの官巡按  
目付目此の人此の親王に奉りてはこれら親王に奉  
所遊幸小隨小衆よりなりてはこれら親王に奉  
役人所なりてはこれら親王に奉りてはこれら親王に奉  
事ありてはこれら親王に奉りてはこれら親王に奉  
降し給ふ事ありてはこれら親王に奉りてはこれら親王に奉

一親王將軍、親王の、中尉、親王の、子、郡王及び候、









別よの御受へ入坐持持方とほいやと事ハせらる  
たり。京師京世の封號あるとせられ。天子は封せ  
るのあらざる。七封號とて。のちのちとて。夫  
と罪ふり。男子のものは。男子の代罪ふり。此の夫  
男の官職とて取らる也。を養育せし。河州也。  
はのちのちとて。も。擢進し。たる者。は。此の  
擢進。は。のちのちとて。を。此の。は。永遠。孫  
と。軍に。先ず。也。と。親王府の。重臣。は。人。  
通。の。事。と。せ。は。小。の。事。と。せ。は。沙。の。事。  
右。通。の。事。と。せ。は。禮。部。の。官。は。刑。  
の。事。と。せ。は。刑。部。の。事。は。刑。部。の。事。と。せ。は。  
一人の親王の支配りあり。右。通。の。事。と。せ。は。  
以上。の。事。と。せ。は。親王府。は。擢。進。を。一。等。降。

と。と。一。度。二。度。の。事。と。せ。は。官。職。降。と。い。及。ん。  
た。巡。撫。巡。按。の。事。と。せ。は。味。の。人。罪。を。擢。  
京。師。の。事。と。せ。は。味。の。便。を。す。也。

職官有犯

指。あ。り。し。事。の。官。人。罪。を。犯。し。事。の。時。の。  
入。り。し。事。の。官。人。の。友。の。事。と。せ。は。二。位。上。の。官。の。事。  
入。り。し。事。の。官。人。の。友。の。事。と。せ。は。二。位。上。の。官。の。事。

京。師。の。事。と。せ。は。官。人。の。高。下。に。よ。り。官。人。の。事。と。せ。  
法。國。の。事。と。せ。は。官。人。の。者。罪。を。犯。し。事。の。時。  
小。の。事。と。せ。は。官。人。の。者。罪。を。犯。し。事。の。時。  
後。に。罪。を。同。じ。と。せ。は。官。人。の。者。罪。を。犯。し。事。の。時。  
罪。を。同。じ。と。せ。は。官。人。の。者。罪。を。犯。し。事。の。時。  
六。位。下。の。官。人。罪。を。犯。し。事。の。時。  
分。巡。御史。國。能。按。察。司。形。同。附。并。分。司。按。察。司。  
分。司。按。察。司。形。同。附。并。分。司。按。察。司。形。同。附。并。分。司。按。察。司。





以責人官人軍人ホの執蕪盗詐偽詐偽等等の事事を以以てて又又ち祭礼祭礼の事事小小付付く  
供物供物取取れたるらりり批批くく供供りり牛牛羊羊を瘦瘦させせる  
りりももかか一一懲懲物物成成かかせせたるる内内私私ををしたる  
罪罪を犯犯したるら時時めめち官官のの人人并并しし衆衆生生律律生生の執  
ちちもも改改ててささららりり罪罪のの將將ををいいてて例例のの過過ををに  
以以てて常常にに軍軍卒卒たりりもも不不成成なるる罪罪にに依依りり延延す  
たりりもも又又人人をを誅誅するる又又人人のの罪罪にに依依りり  
我我等等小小ももかか罪罪ふふああいいゆるる也也一一てて公公事事よ  
付付てて由由とといいははるる事事もも言言杖杖よよ公公事事にに罪  
を犯犯したるらはは過過代代小小減減をを刑刑せせくく罪罪にに依依りり公  
元元罪罪以上以上の重重にに罪罪なりりもも不不成成なるる事事ももああららず  
とは運炭運炭おおれれ事事にに相相断断しし官官のの事事にに依依りり公公事事にに

職職小小通通一一平人平人ららにに改改めめししままおおししれれ也也  
一親王家親王家にに附附ききしし文官文官の職職事事也也志志人人ののに  
ししりりくく家家才才めめ也也かかりりしたるる又又いいははるる人人等等  
いいひひ小小少少答答杖杖の罪罪ふふ及及しし者者ののらら過過代代小小減減をを刑刑せせるる  
てて下下の職職小小かかりりししれれ也也其其のの罪罪をを奏奏せせるる事事にに親王  
家家にに奏奏せせるるてて何何れれすす由由とといいははるる  
一郡王郡王親王親王の將軍將軍郡王郡王の孫孫中尉中尉郡王郡王の孫孫郡  
主郡主親王親王の縣主縣主郡王郡王の郡君郡君孫王孫王の縣君縣君孫王孫王の御君御君  
郡王郡王の母母の人のの法法にに依依りりししるる事事にに依依りり志志苦苦の  
長史長史親王親王の教授教授親王親王の過過代代小小減減をを刑刑せせるる事事にに依依りり志志苦苦の  
事事にに依依りり志志苦苦のの上上右親王家右親王家にに依依りり志志苦苦の  
事事にに依依りり志志苦苦のの上上右親王家右親王家にに依依りり志志苦苦の  
事事にに依依りり志志苦苦のの上上右親王家右親王家にに依依りり志志苦苦の



事の終末の罪状に  
はこゝを年次刑にせしむ事状も御中世志に違ふと  
文官の職事何れも人々の前より始て九つ公儀の  
法を相とせられたるも法を相とせられたるも百二  
十貫は満しる名の紋罪ふす人さへ近江衛門へを  
しり軍卒に充てしむ事なればも古座の志ハ  
軍卒ふせしむと律の通ふ小役罪ふすられたるも  
世にとも免角奉りし古座の志の以後  
罪ふす事なりし

一僧家の出家道歌日卒小出老子の流し仙術の旨あり  
者京に立ちし春細奉りし女は罪状同  
り外の府州縣に立ちし奉りし奉りし及ん  
てに宛明し事埒明ふなりしと一人の志ふるも金

銀奉りし事なればも信重の公儀の法は御中  
て事状も御中なりし百二十貫の敷は法に罪  
と同亮の軍卒にするなりし僧家道あり  
しは姦亂して人の妻女を盗に密通する事と  
しり又ハ女を盗みし事なりし似せ事れ  
又ハ秋意を御中し公事たる事なりし  
後ハ心ちゆりし事なりし事なりし事なりし  
あはし悪事とせし悪し私欲とせし物状あり  
し事なりし僧家道歌の法は御中  
不沙弥たる事なりしは度牒僧道の法は御中  
なりし事なりし事なりし軍卒に充てしむるも  
又  
公用の事小付ゆし事なりし事なりし事なりし  
事なりし人の罪状し事なりし事なりし事なりし



罪より百奉ハゆるさず

若右ノ通り月不め々奉聞せしむに、今  
味と通しと云勅許と濟し礼の治事と推究め奉  
百と取付小答罪人として移し罪に過代より目次  
出させ相済しそのらよ其辰辰明白小守と奉  
しと各別と一杖罪より以上の重罪を犯せば  
律の通りに撞く百奉とせしむる人の代りも  
功を其身に功代既中まきとせしむる罪の  
身と定むる辰書きかくしり通を  
何のふりしと通さやと思はし清く以後い  
まぬ

一軍兵戎服と支配しり改可付く勉る首領官

軍の管衙門の内小附しり経歴都奉し新奉に  
経歴都奉しり官戎首領官と改所の世と改所

への付儀の書簡まの  
事代はしり改可付くたむ武官の内より  
しと文官の職を勉るのうとし、亦の職官有  
礼しり律にしり罪と海し、亦既し律の無り  
功をひえ思は改可付く以後小し物との教よ  
めし

條例

一在京上外と海せし改の大小より軍官の  
職事ありし罪めしり改儀を叙しり、帯俸  
差探しり者、帯俸差探しり軍人の改並みしり、  
律の、後奉作探しり、ちを軍兵と支配し、改儀  
改勉めしり、半ハ許す

一軍官の職事ありし、亦大官、夷狄の中興、  
若強盜とする人としり、其犯

乃死罪をたしむる者も人となれども方一  
しむをし其の老成拘へ繋ぎしはく好小きうしと  
奏聞しし味を逐る若軍官別従の罪を  
つは拘へ志をたし及に其の仰ふ所を味し  
いし罪あはれよきしゆしゆしゆを奏す  
後よきし言すにき出し若又軍官し  
其人亦方罪ゆきし波義とて向後哨瞭能  
軍卒にさしたる又軍中へをし立切せし  
陣官の罪あはれ者官成し平士より軍中  
功成さす世の教をくかす立切し其  
日影と未相済ゆふ又昨の答を犯せば  
右寄て罪成れ明し奏聞する事よ  
軍官年老く致仕したる波義の  
此の者れ又合致し死したる時  
母妻よ父の事らみ海をありし  
初らし勅成をく徹を退たりし人  
者同くその教を馬疾の者  
そ分を奏すし罪を成月す  
一若軍官外より継祖母継母  
らとゆし父方の九月胎を  
親成す擲し又六月の胎を  
分の親教を擲し又母方  
父母を擲の上を疾け  
少味をす念誦し通を  
寸小罪成悔す

母妻よ父の事らみ海をありし  
初らし勅成をく徹を退たりし人  
者同くその教を馬疾の者  
そ分を奏すし罪を成月す  
一若軍官外より継祖母継母  
らとゆし父方の九月胎を  
親成す擲し又六月の胎を  
分の親教を擲し又母方  
父母を擲の上を疾け  
少味をす念誦し通を  
寸小罪成悔す

一 軍官の法盜しある者取しつか物致残らんかして  
自分小しい出たるより引く罪を引く事とたる志と又  
官を剥はるの軍兵より人こ答成犯したる志の  
別版の押忍めく罪を引く事とたる志と人罪ハ  
けりともして原の減小ちかへさるる志の中せられ  
衛門へ送し軍官の赤子並りして一月は減く二石  
三石けりりの糧米と支して差操させり也隨詔令  
餘食糧差  
操りし

一 南京の内裏よきとる軍官軍人改めすは  
不系れ者も天順年中英宗皇帝の作公ととも  
通るに先き者も引か罪成れぬ刑法目の方へ  
送してはりせりさるる月も款の事と一度小  
奏聞して一度くさい奏すせり

一 護衛儀衛司親王府の守護  
の武士の改改り軍職私罪

成れし杖罪より命くす人さ者も則時奏聞し

兵部へと通し兵部天下の軍  
用の事と司の所まより奏すせり

思ふと似い法儀とありたじり事也色く答杖たよし

り將に罪成たりさるる其外一切の事にかり

事り私曲の事とせりともゆともさるるおちひをこ

小の罪よありたりすりは又官の職事ある

りは罪をいたるとはなりやりに過代の限をいせ

て改りしと通すにあき重し

文武官犯す罪

文武官は公事にく罪を降く元より  
私曲多し者も罪を犯す事とせり

凡内しして京外りして法固る軍人と支配する  
衛門の百姓の事法法を以る大小によりん



其者の只今ありまじく勉ふ職事とやせり流官をれ  
流官ハ仕重に於て民を治り政を司ふ京中とて六部都察院及び  
外中少布政司按察司各府各州各縣等の官位なり  
小役の難職に難職ハ民を治り事にかゝる小役とて大常  
監也ついで官位若今まじく勉ふ不ウ難職たり色色  
役所へきりく勉めりる中一は杖一百の罪と犯せし  
も改長とてありまじく何れせしむるや

若軍官私罪を犯しりるは杖六十の罪と犯せし  
も杖四十と改長とてありまじく改長とて  
りく改長及に若杖六十より九十までの罪と犯せば  
今まじく勉ふ改長とてありまじく改長の者と兵部一遣一  
の外に改所へきり文官の六十より九十までの罪  
と降し七十より九十までの罪と降し八十の罪と九十  
の罪と降し改長とてありまじく改長とて若杖六十の罪と犯し  
て文

友のいづく改長とてありまじく改長の者  
官も改長とてありまじく改長の者  
流罪とす人さ若し後罪ハ二千里流罪と二千里二子  
女百里之子里とてありまじく改長の者  
流罪とす小其を改長の者  
直し後罪流罪とす改長の者  
ま勉めの功なりは改長の者  
ま勉めの功なりは改長の者  
流品官位階ハ九品とてありまじく改長の者  
等の教なり軍私罪を犯して答四十にす人さ若し  
定めぬの教なり改長の者  
小志なり至て官ハ職とてありまじく改長の者  
たし答四十にす人さ若し改長の者



内に入者人々親親の由書きく右の通る人  
以て法彼人となりて罪を謀す人さし奉りし  
しつ法彼人となりて罪を謀す人さし奉りし  
若し罪ふりし人さし奉りし

若し親天子の同胞の國戚親王の妃及び天子の内  
又中代取法ありし時随從して切のありし切長系の外祖  
父母伯叔父母姑兄弟姉妹女婿兄弟子孫も  
若し四位六位の官より八階より入るるも  
の父母及び妻又と勅督を以て由り子孫も  
犯しし時よりさし奉りし時より不及没  
律の通りに罪を百石よりさし奉りし時より  
後より奉りし時よりさし奉りし時より

及通るる人さし奉りし時より  
罪ふりし人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より  
又と通るる人さし奉りし時より

上より皇親國戚又と切長類より  
房族兄弟伯叔母の兄弟母姨夫姑妻兄弟  
兩姨夫外甥妻の姪類も外奴僕人管莊  
下奴僕 佃甲 入仕する百姓 石底の者威勢をたのみ  
答ふる良百姓を以てあつて法の通るる人  
刑罰よりさし奉りし時より

新入りくさく奉申す。首代何ふら不及也申す。

條例

一 前方ち八議の内に入らぬ人ありともありとも  
官位を削らざる者の子孫は平人と同し罪ありは  
此條の人と同し味しぬ淋と申す。

一 親王は舅姑又ハ儀賓親王の孫女はむじり累あり  
は奉聞して内意候人勅評の後罪を同せしむ  
儀賓軍卒にすべし罪を犯す時世の奥方存生  
なすはだ官位代別す。平人とれし罪は極重に  
随く贖料と刑せしむす。ゆてわし軍とて此  
事ハせはふらる。其の奥方逝きし後その  
法の趣りに行入る。奉申す。首代何  
ふら。

一 文職其ノ又ハ伯叔父姑後兄才堂イハコ侄兄弟姪  
たしとの教乃内イハコ者イハコの女と親王の奥方とれし  
内ハ親王の孫女を婿す。ふたし者ありは  
其人ち在京の文官ゆらせふらぬ。又親王  
の夫人と行を又子孫の婿とせしむ。味を  
たしは。伯祖父堂伯父再後兄弟の教乃ハ  
或ハ夫人親王の孫女の子鎮國將軍に  
す。親王の孫女と。東の婿と行しありとも  
一家ハ又親王は。親王の奥方にあり  
ふら人ら既ハ死去し内ハ我ハひらきたる親王  
の孫女と。東ハ玄孫女と。す。死去せし  
たふけふら。京都の役人茶に主人の茶イハコする所の  
役人としひ遣した。ふその趣をい何たりする。

よ物をたつ河ふら、京官ありし任も亦他若し河の役人  
い川をくくあるの志を死しつひ碑をたつとてか  
川を降々事いしこがくく法合く、主事す海を  
事せせば其中人、衆を石宛りく、色七、衛州よ  
遣くく軍卒よなす、法合く、れ役人よは夷狄の  
地の中国の人を怯の双をよ、おひてく、民をよ、  
若軍官の支配り者よ、とく、色七、衛州(後)  
よ、軍に充ふく、

一 元親王府よ附属の總旗、小旗、軍人、舍隊、匠人、  
工、人、大、工、の類、 校尉、付、道、を、し、り、 等の人、若答、衆杖、派、よ、り、く、こ  
犯、以、て、れ、志、を、遣、代、よ、鈔、費、紙、出、せ、く、衆、杖、紙、を、  
とく、徒、派、く、主、記、答、を、犯、く、志、も、遣、代、の、鈔、  
派、く、派、事、く、く、く、く、京、く、く、工、部、く、く、做

ユダ、做、工、普、諸、作、事、 國、く、く、く、く、事、う、れ、親、王、よ  
り、の、將、軍、中、尉、又、く、儀、賓、の、部、遣、く、く、儀、從、  
の、役、く、く、役、く、く、く、く、

一 親王府よ附くく、若衆を犯し、巡按巡  
撫、并、く、都、察、院、布、政、使、按、察、使、の、司、司、ら、並、に、その  
者、儀、石、兵、罪、氏、同、く、不、善、く、く、衛、所、武、官、の、 府、州、縣、  
治、所、武、官、の、 役、人、右、の、人、 くら、く、く、武、官、の、 派、  
城、回、事、ハ、シ、ク、 親王府の長史司、儀、 家、老、又、ハ、教、授、  
親、王、を、教、育、 儀、親、王、を、教、育、 儀、親、王、を、教、育、 儀、親、王、を、教、育、 儀、  
く、く、法、役、人、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
主、部、の、役、人、不、及、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
人の妻、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
密、通、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
國、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
宣、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
人、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
命、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
等、の、急、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、  
早、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、武、官、の、 派、





目按察使の官を共小位階と降し親王の正位に  
王亦正位をくさすも正位降しは是れはさるる

一弘治十一年十月信濃下り母后もももしたる孝宗

皇帝れ直旨よつこの親王家にともなはるる

よけし親軍人投尉の輩、欠落して京に上りて

て信指する志ありは、錦衣衛天子の門を捕らぬ時五城

兵馬中東西南北の五城に兵馬指揮使ありの役人

作せしむるその地方よりしむる吟味し

操しむる捕らるるにしむる守護し

の色をせし軍卒に歩しし者以て

亭より并取隣りの者、出る所より

よすへはしむる此通りの近所急度

一親王代りたるはしし、為事し

姓亦北條のく軍卒にせし又、代り

ひ京に尋りし前代通りの事とせし

隣、并に小人組、上達し、か

支配する、後人上達し、吟味し

吟味し、その今度より、山勢

り多し、人の身より、あり、軍卒

若くは、吟味し、吟味し、又、

吟味し、吟味し、親王の、罪を

吟味し、吟味し、親王の、罪を

者ら、吟味し、罪を、吟味し

一王府、親王、又、鎮守、

之、内、吟味し、功、

吟味し、吟味し、功、

方の惣一々威勢の法に人よすくもく人の家よ  
やをへくも月の人をたたりてはくらの勢が  
ア〜た〜人の財寶成た〜の  
ふく〜の又人の田比とひい〜  
小〜の事状〜  
其犯の死罪に並に死罪よ〜  
そ介の罪の〜  
ふた〜  
よ指並〜  
味と遂〜

軍官軍人犯罪免徒流

軍官軍人の常上故卿と離れ甲曹と〜  
露よ〜  
か〜

凡軍官軍人後すく流〜  
杖百撻〜  
〜  
二子里〜  
里〜  
〜  
〜

刺字の字れ大さ一寸〜  
初め右の脅よ竊盗は二字〜  
交めよは死罪よ

若軍官軍人の末子〜  
汝汝勉む者〜  
常以軍人とされ〜  
刺字切とせ〜





はよあやせ、若犯人候へく獲多心付、此の軍率  
ありしをいふに也、り、れ、り、活す、因犯の  
女房也、忠通たり、す、事、あり、は、友、を、らん、ま  
不、い、は、り、書、を、し、せ、日、教、さ、る、を、れ、藏、り、り、  
り、多、軍、官、の、末、より、り、文、會、持、原、探、し、り、  
會、人、も、松、號、と、事、二、月、して、後、衛、不、に、り、  
て、軍、率、に、す、也、加號、頭、を、れ、犯、の、首、と若、法、す、  
犯人、よ、い、り、あ、り、り、仰、り、り、金、取、候、り、り、  
は、り、り、取、近、り、り、其、罪、を、犯、得、り、軍、官、も、京、の  
友、を、り、り、外、國、の、衛、州、へ、り、り、改、り、り、り、  
會、人、と、り、り、り、り、改、り、り、り、り、り、の、軍  
率、り、り、也、此、の、人、候、り、り、り、り、り、り、  
重、改、の、者、と、り、り、り、り、り、り、刑、り、り、り、り、

一、軍、官、若、出、家、比、丘、尼、の、教、を、引、入、り、部、り、若、是、  
人、と、不、義、を、し、り、り、り、り、若、を、軍、官、と、候、伯、な  
ら、は、罪、を、い、味、り、り、取、原、に、罪、候、り、り、平、頭、巾  
を、り、り、り、り、過、制、り、り、也、と、り、り、の、都、督、が、指、揮  
指、使、千、戸、百、戸、法、悔、ふ、の、友、と、り、り、り、り、  
後、り、り、り、遊、女、を、り、り、り、入、酒、宴、を、り、り、り、  
一、年、の、取、原、に、俸、祿、を、り、り、り、り、若、を、り、り、り、  
配、り、り、り、り、勅、め、を、止、り、り、也、無、改、り、り、り、  
都、督、り、り、り、百、戸、四、り、の、もの、を、り、り、り、  
勅、候、り、り、り、り、り、り、り、り、常、任、原、探、の、者、と、  
り、り、り、り、り、り、り、り、り、り、  
一、一、年、に、一、度、り、り、四、り、り、端、を、り、り、り、  
て、武、藝、を、い、味、り、り、り、り、り、り、り、り、り、

糧を運送する役より上は軍官并に總  
旗軍人亦若人を教ゆる又強盜を以て主  
罪を犯したる者と官がまじり奏用し  
捕へ總旗軍人等亦奏用し及人の  
中へ括りこれ一切の流る事  
名を以て味より進めし  
米城渡しは色し  
思ふ次第に總旗軍人亦奏用し及人の  
て味より

一 納粟軍職 兵糧を多く積上る者  
犯す時そん中より總旗小旗百戸指揮の友  
の志右の通し粟城納る官のわき  
軍友の罪を犯したる年功状を  
一 兵糧を多く積上る者  
若し罪を  
犯す時そん中より總旗小旗百戸指揮の友  
の志右の通し粟城納る官のわき  
軍友の罪を犯したる年功状を

一 兵糧を多く積上る者  
若し罪を  
犯す時そん中より總旗小旗百戸指揮の友  
の志右の通し粟城納る官のわき  
軍友の罪を犯したる年功状を  
一 兵糧を多く積上る者  
若し罪を  
犯す時そん中より總旗小旗百戸指揮の友  
の志右の通し粟城納る官のわき  
軍友の罪を犯したる年功状を

一 將軍 大漢將軍 馬の力量  
一 將軍 大漢將軍 馬の力量  
一 將軍 大漢將軍 馬の力量  
一 將軍 大漢將軍 馬の力量

一 變くに没者か  
衛所の舍人 軍官の舍人





しうらうい答杖の罪と並に定めぬを罪より  
て是又若くの國を象と書りし

一 色七夷狄の境めまゝに海を川用公のくわし海を  
おる衛所の總旗小旗軍人又ハ舍旅座の人支配す  
物やあつむい海に我らにかせざる物候は管じり又介  
しうら代のお代あつむい想してこめをみずりう又ハ  
おらるれく人の物候はひとぶらうして罪より  
此の罪後飛く主江寺なれハ總兵官担ち宛する友人  
不可遣してを見事所の数人の不足たりあくや  
しう遠見代させしう日敷さるる罪よりしう  
この總兵官敵と陷く事やういなく留まりしう  
所り月付役又ハ國巡り目付たりしう後とし  
遣し右を過すふみひくし後ハ總兵官を罪候

しうはくしうい答杖の罪と並に定めぬを罪より  
て是又若くの國を象と書りし

一 軍官罪候犯しう色七夷狄の境めまゝに海を川用公のくわし海を  
おる衛所の總旗小旗軍人又ハ舍旅座の人支配す  
物やあつむい海に我らにかせざる物候は管じり又介  
しうら代のお代あつむい想してこめをみずりう又ハ  
おらるれく人の物候はひとぶらうして罪より  
此の罪後飛く主江寺なれハ總兵官担ち宛する友人  
不可遣してを見事所の数人の不足たりあくや  
しう遠見代させしう日敷さるる罪よりしう  
この總兵官敵と陷く事やういなく留まりしう  
所り月付役又ハ國巡り目付たりしう後とし  
遣し右を過すふみひくし後ハ總兵官を罪候

右川より上の際より通るの罪状犯し後罪より  
守る者ありぬしがし柳沢はせとてにさあや  
にしを捕はりしに先きの衛不ありし者  
後九軍率れ仲間入せしはしとて  
事重しはりて重んじし世に日敷とて  
軍人の仲間入と後成はしとて  
ありし後罪より重んじ罪状犯せし杖百より  
さし合しはしとて通るにしはしとて  
効せんこととてし



大明律例譯義卷之一終

大明律例 雜考卷之十一

Faint vertical text columns, likely bleed-through from the reverse side of the page.



